

## 文化財保護法の一部を改正する法律案の概要

&lt;予算関連法案&gt;

## 趣旨

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、**無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設**し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、**地方公共団体による文化財の登録制度**及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定める。

## 概要

[文化財保護の制度]

	文化財の種類	指定 強い規制と 手厚い保護措置	登録 幅広く緩やかな 保護措置
国	<b>有形文化財</b> 建造物、美術工芸品 等	○	○
	<b>有形の民俗文化財</b> 衣食住の用具 等	○	○
	<b>無形文化財</b> 芸能、工芸技術 等	○	<b>新設</b>
	<b>無形の民俗文化財</b> 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術 等	○	<b>新設</b>
地方	[文化財の種類は任意]	○	<b>新設</b>

## 1. 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設

## (1) 無形文化財の登録制度

- 文部科学大臣は、重要無形文化財に**指定されていない無形文化財**のうち、その文化財としての価値に鑑み**保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの**を文化財登録原簿に**登録できる**こととする（登録に際し、保持者又は保持団体を併せて認定）。【第76条の7関係】

## 【登録の効果】

- ・ 保持者の氏名変更等の届出義務（罰則あり）【第76条の9関係】
- ・ 保存・公開に要する経費の補助、指導助言【第76条の10～第76条の12関係】
- ・ 登録無形文化財保存活用計画の作成・認定【第76条の13～第76条の17関係】  
（名称及び保持者等、具体的な措置の内容、計画期間等）

## (2) 無形の民俗文化財の登録制度

- (1) **無形文化財と基本的に同様の**制度として新設する。【第90条の5～第90条の11関係】

## (3) 施行期日

- 公布日から3月以内で政令で定める日

※ **新型コロナウイルス感染症により、多様な無形の文化財について、公演等の継承活動に深刻な影響が生じていることから、迅速にこれらの無形の文化財の登録を進め、国による保護の網をかけるとともに、予算措置等による支援を図る。**

## 2. 地方登録制度の新設

## (1) 概要

- ① **地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財でその区域内に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録できる**こととする。【第182条第3項関係】
- ② 地方公共団体は、①により**登録した文化財のうち適当であると思料するもの**について、文部科学大臣に対し、**国の文化財登録原簿への登録を提案できる**こととする。【第182条の2関係】

## (2) 施行期日

- 令和4年4月1日

# 地方登録制度のある地方公共団体（文化庁調べ）

## <都道府県>

1	京都府▲
2	大阪府
3	兵庫県

合計：3府県

※文化庁調査（令和2年10月実施）において回答のあった団体のうち、制度の名称又は条例等に「登録」と明示されているものを抽出（この他、「登載」等の用語で地方における文化財保護制度を設けている団体がある。）

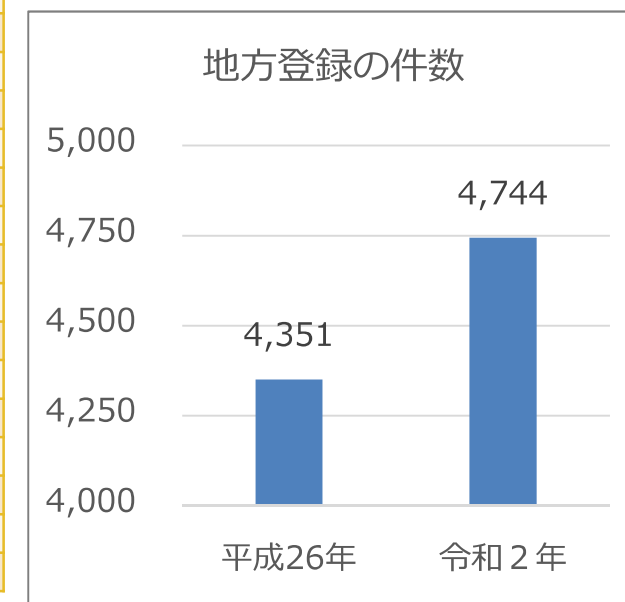
## <市区町村>

合計：83市区町村

1	北海道	上士幌町	29		板橋区●▲	57		磐田市
2	宮城県	仙台市▲	30		練馬区●▲	58	三重県	松阪市
3		名取市	31		足立区▲	59		いなべ市
4	山形県	大石田町●	32		葛飾区▲	60		伊賀市
5	茨城県	常陸太田市	33		江戸川区▲	61	京都府	京都市▲
6		常陸大宮市	34		三鷹市▲	62		宇治田原町
7		東海村	35		府中市	63	大阪府	大阪市
8	栃木県	佐野市	36		町田市	64		吹田市▲
9		日光市	37		小金井市	65		貝塚市
10		真岡市	38		国立市	66		枚方市
11	埼玉県	所沢市	39		福生市▲	67		河内長野市
12		上尾市▲	40		瑞穂町	68	兵庫県	神戸市▲
13		八潮市	41		日の出町●▲	69		川西市
14		三郷市	42	神奈川県	横浜市▲	70	奈良県	山添村●▲
15	千葉県	千葉市▲	43		相模原市▲	71	鳥取県	智頭町
16		佐倉市	44		伊勢原市▲	72	島根県	松江市
17		酒々井町	45		海老名市	73		雲南市
18	東京都	中央区▲	46		南足柄市	74	香川県	高松市
19		港区	47		箱根町	75	愛媛県	西条市
20		新宿区▲	48	富山県	砺波市▲	76	福岡県	福岡市▲
21		墨田区●▲	49	福井県	坂井市	77		小郡市
22		江東区●▲	50	山梨県	山梨市	78	熊本県	玉名市
23		世田谷区	51		北杜市	79		多良木町
24		渋谷区	52	長野県	松本市	80		あさぎり町
25		中野区▲	53		高森町▲	81	大分県	臼杵市
26		杉並区▲	54	岐阜県	垂井町	82		宇佐市
27		豊島区●	55		大野町	83	沖縄県	宜野湾市▲
28		荒川区●▲	56	静岡県	静岡市▲			

(参考)

- 無形文化財を登録の対象に含む団体（9団体）
- ▲無形民俗文化財を登録の対象に含む団体（31団体）



※令和2年より地方登録の件数の調査手法を変更している。